資　料　3

犯罪被害者等支援の現状と方向性について

1　国の状況について

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）は、地方公共団体の責務として、「基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」（５条）とし、国と地方公共団体は、給付金の支給に係る制度の充実等の必要な施策を講ずるものとする（11条～23条）としている。

犯罪被害者等基本法13条を受けた**犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律**（昭和55年法律第36号）において、犯罪被害者等給付金（遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金）制度が設けられている。しかし、同制度は支給までに時間を要するなど運用に課題がある。

2　宮城県内の状況について

宮城県内の犯罪の認知件数等については、別添資料４のとおり。

宮城県においては、都道府県レベルでは初となる「宮城県犯罪被害者支援条例」を平成16年４月１日に施行した。令和５年10月に同条例を改正し、名称を「宮城県犯罪被害者等支援条例」とし、令和６年４月１日から施行する。

県内市町村においては、仙台市を除く全ての市町村で犯罪被害者等を支援する条例を制定している。その内容は、犯罪被害者等及びその遺族に対する見舞金の支給が主なものとなっている。

また、警察業務として、宮城県警察で実施している支援もある（資料５参照）。

3　政令指定都市の状況について

令和５年10月１日現在において、犯罪被害者等の支援についてなんらかの条例を制定している政令指定都市は、20市中17市ある。

・安全安心なまちづくり等に関する条例に規定・・・３市
・犯罪被害者等支援に特化した条例を制定・・・・・14市

犯罪被害者等支援について規定する条例がない市は、千葉市、福岡市及び本市の３市であるが、千葉市については、令和６年４月１日施行を目指し、準備を進めている（資料６参照）。

警察庁においては、犯罪被害者等支援に特化した条例（**特化条例**）を各市町村で制定することを要請している。

４　本市の状況について

本市では、市民局市民生活課において、犯罪被害者等の相談を受ける「総合対応窓口」を設置し、専用電話での相談対応にあたってきた。これまで、先行自治体における具体的な支援状況等について調査を実施し、本市における支援のあり方を検討してきた（資料７参照)。

今般、国の犯罪被害給付制度の抜本的強化策の取りまとめが進んでいることや宮城県条例の改正等により、社会的関心も高まってきていることから、犯罪被害者等支援条例の制定について具体的に進めることにした。

５　基本的な考え方

条例及び支援施策は、先行する政令指定都市の状況を踏まえて検討していく必要があると考えている。

⑴　犯罪被害者等支援条例の内容について

条例には、主に以下の項目について規定する。他政令市の条例、特に近年制定された条例については、内容に大きな違いは見られない。条例で規定する被害者に対する支援の具体的内容は、先行する政令指定都市と同様に、要綱で規定する。

①基本理念
②市・市民等・事業者の責務
③基本的施策（総合相談窓口の設置、経済的支援、日常生活支援等）
④市民等及び事業者の理解の促進
⑤民間支援団体（みやぎ被害者支援センター）への支援

⑵　支援メニューについて

他政令市の支援制度の調査結果を踏まえ、実施されているものを中心に実施を検討したい。それに加え、本市の推進する施策に応じた支援を特色ある支援として検討したい。

①経済的支援
②日常生活支援
③精神面支援
④住居支援
⑤特色ある支援